

平成30年（2018年）に発生した自然災害への
対応報告書

吹田市 

平成31年（2019年）2月

作成の目的

平成 30 年（2018 年）に発生した自然災害（地震・豪雨・台風）においては、様々な課題や検討すべき対策が浮き彫りとなりました。

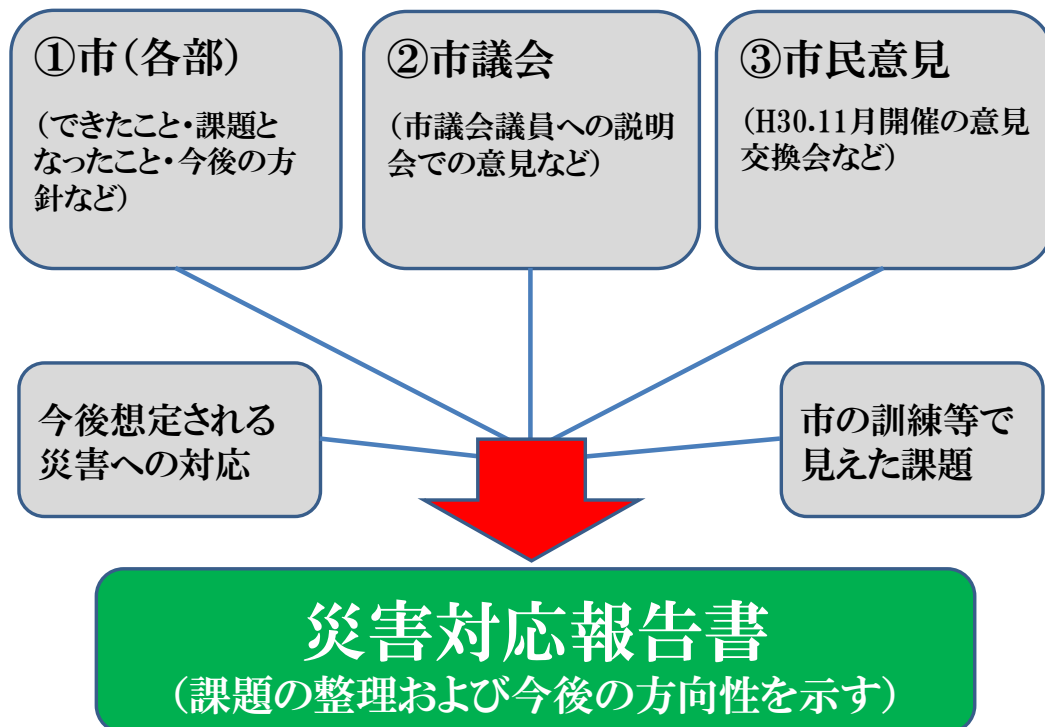
今回、「今後の市の災害対策の方向性」を示すことを目的として、平成 30 年に発生した自然災害への対応について、【できたこと】・【課題となったこと】、【今後、災害発生を想定して何をすべきか】の観点から振り返りを行うものです。

作成方法

- ① 各部における「できたこと・課題となったこと・今後の方針」
- ② 市議会からのご意見
- ③ 市民からいただいたご意見

を踏まえ、“課題の整理”を行い、“今後の方向性”について検討します。

作成方法



— 目次 —

1	<u>平成 30 年（2018 年）に市に大きな影響を及ぼした自然災害の概要</u>	
(1)	大阪府北部地震	3 ページ
(2)	平成 30 年 7 月豪雨	4 ページ
(3)	台風 21 号	5 ページ
(4)	台風 24 号	6 ページ
2	<u>災害対応報告書において検討する課題の抽出</u>	7 ページ
3	<u>災害対応の課題整理と今後の対策の方向性</u>	
(1)	災害対策本部の運営	9 ページ
(2)	情報の収集および集約	12 ページ
(3)	情報の発信および伝達	15 ページ
(4)	避難所の設置・運営	17 ページ
(5)	特別な配慮が必要な人への対応	20 ページ
(6)	物資等の輸送・供給	24 ページ
(7)	ボランティア等との協働	26 ページ
(8)	被害認定調査、罹災証明書の発行	28 ページ
4	<u>市の防災力向上にむけて</u>	30 ページ
5	<u>参考資料</u>	
(1)	自然災害に対する市の対応状況	
(2)	災害対策本部の事務分掌および動員体制	
(3)	地方都市等における地震対応のガイドライン（平成 25 年 内閣府）	

1 平成 30 年（2018 年）に市に大きな影響を及ぼした自然災害の概要

（1）大阪府北部地震

平成 30 年（2018 年）6 月 18 日 7 時 58 分、大阪府北部を震源とする地震が発生。地震の規模はマグニチュード 6.1 で、震源の深さは約 13 km であった。

高槻市・茨木市など 5 つの市区で震度 6 弱を観測、吹田市では震度 5 強を観測した。死者や家屋の全壊といった被害はなかったが、けが人や半壊など市の広範囲にわたり人的被害、建物被害が出た。ライフラインについては、市北東部でガスの供給停止が約 700 世帯程度あった。なお、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、大阪府は 12 市 1 町に災害救助法の適用を決定した。

市では、発災直後に対策本部を設置し、当日に全小学校（36 か所）および一部の公民館等を避難所として開設した。また、地域防災計画に基づき災害対応を行いつつ、通常業務も実施した。

<被害状況>

人的被害	62 名（重症者 4 名、中等症 25 名、軽症者 33 名） ※エレベーター閉じ込め事案 29 件
建物被害（1/18 現在）	公共施設 185 施設 住家被害 3,515 棟（大規模半壊 1 棟、半壊 4 棟）
ライフライン	電 気：早期に復旧 ガ ス：市内北部地域 744 件の供給停止 水 道：一部地域で漏水、濁水が発生 下水道：大きな被害なし
避難情報	【対象：藤白台 5 丁目 事業所】 6/19 避難勧告 ※現在も継続中

(2) 平成30年7月豪雨 (7月5日から7月8日まで)

6月29日に発生した台風7号は、7月4日には温帯低気圧に変わったものの、5日から8日にかけて、西日本に停滞した前線に向かって、南から暖かい湿った空気を供給したことで、前線の活動が活発となり、大阪(能勢)で総雨量(7月5日00時から8日10時まで)498.5ミリを観測するなど、7月の月降水量第1位を上回る大雨となった。

吹田市では7月5日から8日にかけて大雨警報が発令された。

古江台の緑地では、法面が崩れ隣接家屋に崩れた土砂が敷地境界まで迫ったことから「避難指示」「避難勧告」を発令した。また、千里万博公園や円山町でも土砂災害の危険性が高まったことにより「避難勧告」を発令した。

市の体制は、大阪府北部地震による災害対策本部を設置している状況であったため、同対策本部の中で、地震と並行して対応を行った。

また、吹田市の災害対応と並行して、広島や岡山などの被災地への支援(消防・水道)も合わせて実施した。

<被害状況>

人的被害	なし
浸水等	床下浸水：5件 道路冠水：11件
避難情報	【対象：千里万博公園 福祉施設】 7/5 避難準備・高齢者等避難開始 7/7 解除 【対象：古江台1丁目 住家】 7/6 避難指示(緊急) 7/9 避難指示(緊急) ⇒ 避難勧告 7/20 解除 【対象：古江台1丁目 住家】 7/7 避難勧告 7/19 解除 【対象：円山町 住家】 7/8 避難勧告 7/9 解除
その他	緑地帯の法面の一部が崩れる

(3) 台風 21 号 (最接近 9 月 4 日)

8 月 28 日に南鳥島近海で発生した台風 21 号は、日本の南を北西に進み、9 月 3 日には向きを北寄りに変え、4 日 12 時頃に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸、4 日 14 時頃には兵庫県神戸市に再び上陸し、速度を上げながら近畿地方を縦断し、日本海を北上、5 日 9 時には間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

台風の接近・通過に伴い、非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、顕著な高潮となったところがあった。風については、高知県室戸市室戸岬では最大風速 48.2 メートル、最大瞬間風速 55.3 メートル、大阪府田尻町関空島（関西国際空港）では最大風速 46.5 メートル、最大瞬間風速 58.1 メートルとなるなど四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、観測史上第 1 位となったところがあった。

雨については、9 月 3 日から 9 月 5 日までの総降水量が四国地方や近畿地方、東海地方で 300 ミリを超えたところや 9 月の月降水量平年値を超えたところがあった。これら暴風や高潮の影響で、関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフラインに被害が発生した。

吹田市には、9 月 4 日 14 時から 15 時頃にかけて最接近し、最大で 40m を超える猛烈な風が吹き、家屋等に大きな被害が発生した。

また、台風の影響による大規模な停電が発生し、一部地域では数日間停電が続く状況となった。台風接近にあたっては、市長をトップとする会議で全庁的な警戒態勢を執り、自主的に避難する場所の提供などに取り組んだ。台風通過後、家屋や公園の多大な被害状況を鑑み、災害対策本部を設置し、復旧対策にあたった。

<被害状況>

人的被害	29 名（死亡 1 名、中等症 6 名、軽症者 22 名）
建物被害 (1/18 現在)	公共施設 231 施設 住家被害 2,774 棟（大規模半壊 1 棟、半壊 12 棟）
ライフライン	電 気：市内で大規模停電が発生 ガ ス：大きな被害なし 水 道：一部の建物において停電に伴う断水が発生 下水道：大きな被害なし
その他	公園、学校等において倒木が多数発生

(4) 台風 24 号 (最接近 9 月 30 日)

9 月 24 日にマリアナ諸島近海で発生した台風 24 号は、沖縄の南を北西に進み、9 月 28 日から 30 日明け方にかけて、非常に強い勢力で沖縄地方に接近した後、北東に向きを変え、急速に加速しながら、30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を縦断し、10 月 1 日 12 時までには日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風 21 号に係る災害対応の経験を踏まえ、市では台風接近前に災害警戒本部を設置し、自主避難所の開設を決定し、最接近の 2 日程度前に周知を行うなどの警戒態勢を執った。台風の進路が市の東側となったことなど、台風 21 号と比較すると大きな被害には至らなかったが、自主避難所に避難された市民は台風 21 号を上回る人数となるなど、度重なる災害により市民の不安感が増大していることが明らかになった。

<自主避難者の状況>

	台風 21 号	台風 24 号
開設した施設数	45 施設	40 施設
避難者数	99 名	335 名

2 災害対応報告書において検討する課題の抽出

各部における課題、市議会や市民からのご意見やご要望は、主に初動期の対応に関する事項であった。そこで、本報告書で検討する課題については、災害発生時に基礎自治体が取り組む基本的な対応項目を示した「地方都市等における地震対応のガイドライン(平成25年 内閣府)」と各部における課題等を比較し、共通する項目を抽出した。また、台風等の風水害時に必要となる、事前の情報発信や自主避難所等の取組については、(3)情報の発信および伝達、(4)避難所の設置・運営の中で課題の整理等を行った。

なお、本報告書で抽出しない項目についても、各担当において課題の整理等を実施し、防災力向上の取り組みを行うものとする。

地方都市等における地震対応の ガイドライン (H25 内閣府)

災害対応報告書において整理する課題

1. 災害対策本部の組織・運営
2. 通信の確保
3. 被害情報の収集
4. 災害情報の伝達
5. 応援の受入れ
6. 広報活動
7. 救助・救急活動
8. 避難所等、被災者の生活対策
9. 特別な配慮が必要な人への対策
10. 物資等の輸送、供給対策
11. ボランティアとの協働活動
12. 公共インフラ被害の応急処置等
13. 建物、宅地等の応急危険度判定
14. 被害認定調査、罹災証明の発行
15. 仮設住宅
16. 生活再建支援
17. 廃棄物処理

- (1) 災害対策本部の組織・運営
- (2) 情報の収集および集約
- (3) 情報の発信および伝達
- (4) 避難所の設置・運営
- (5) 特別な配慮が必要な人への対策
- (6) 物資等の輸送、供給対策
- (7) ボランティアとの協働
- (8) 被害認定調査、罹災証明書の発行

共通する項目
を抽出

・ 各部の課題
・ 市議会・市民からのご意見など

(※ガイドラインの詳細は参考資料3 参照)

3 災害対応の課題整理と今後の対策の方向性

(1) 災害対策本部の運営

大阪府北部地震では、震度 5 強を観測したため、市長を本部長とする吹田市災害対策本部（以下「本部」という。）を直ちに設置し、全職員は自動参集（3号配備）となった。

発災時刻は、通勤時間帯と重なる時間帯であったため、公共交通機関の緊急停止や幹線道路の交通渋滞が発生し、円滑な移動手段を奪われた。また、夜間や休日等の時間外の発災時に小学校に参集する市の緊急防災要員について、発災時刻に出勤途中であったり、時間外という認識がなかった等の理由から、一部の職員は職場に参集した。

午前 9 時に第 1 回災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催し、市が一丸となって災害対応に取り組むことを確認し、以降 15 回にわたり災害対応の進捗管理や課題への対応策の検討などを本部会議で議論し、各部で地域防災計画に定められた災害対応を行った。

本部会議では、おおむね①「課題の報告」、②「検討」、③「方針決定」、④「内容の確認」（出席者全員の情報共有）で進行し、効果的な会議となっていたが、会議時間が 1 時間を超えるなど、効率的な運営という点からは課題が残った。

情報収集や統括などの機能確保については、速やかに参集できた職員を中心に第 1 回の本部会議開催前におおむね完了できた。その一方、本部に参集した職員が情報収集等の各班の役割を自ら理解し、機能するまでに時間を要することとなった。

今後は、本部会議について、「想定される課題に対し、いつまでに、何をするのかといった目標管理型」の災害対応ができるよう、議題の明確化や各情報の分析の実施、会議時間の短縮など効果的・効率的な運営を目指す必要がある。

そのためには、各部から統括部への報告、および各本部員から各部担当者への情報伝達が確実にできるよう、情報の流れを改めて整理し、全庁で共有できるよう取り組みを進める。また、各部の担当業務等については、全職員が地域防災計画や業務継続計画等に定められた災害時に担当する業務をイメージし、直ちに災害対応に取り組めるよう、意識向上に向けた取り組みを実施する。

<p>今後も継続すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●府の「緊急防災推進員」が発災後1時間以内で本市に到着し、府との連絡（府と府内市町村の情報共有システム（O-D I S）への入力も含む）を担った。また、市民からの問い合わせ対応などの業務も積極的に行った。 ●大阪府に出向中の吹田市消防職員が府との連絡窓口の役割を担ったことで、非常にスムーズに府との意思疎通が図れ、必要な支援や情報を円滑に入手した。 ●自衛隊情報連絡員が、市へ即日到着し常駐したことで、自衛隊の支援に関する情報を得た。 ●発災後速やかに緊急防災要員が小学校に参集した。（※既に職場へ出勤する途中等の理由により参集できなかった職員もいた） ●地震災害対応中に大雨警報及び土砂災害警戒情報が発令され、それぞれの基準を参考に現地パトロールを実施し、対応状況等から総合的に判断し、避難勧告、避難指示等を発令した。その際、本部において、本部長（市長）以下、関係する部局間の相互の意思疎通を迅速に行い、決定から発令まで円滑に実施した。
<p>課題や地域等からの意見要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●統括部庶務班や情報収集記録班などの本部各班が、地域防災計画で定められている役割を果たすまでに時間がかかった。 ●統括部本部班は、さまざまな「判断」や「調整」の役割に加え、地域防災計画上では本部班の業務とはなっていない種々の役割を担った結果、効率的な対応が取れなかった。 ●統括部本部班などの本部機能を担う班は、発災後ほぼ1週間、勤務時間後も交代で体制を整え、本部運営に従事したが、交代職員のシフトが難しく、結果的に管理職に負担が偏った。 ●複数の部または室課で構成する班は、一体となった対応が難しかった。 ●本部会議は、対応の決定は効率的にできたが、一回の会議時間が長くなってしまった。 ●本部会議での決定事項が、各部の職員へ円滑に指示・伝達されていないケースもあった。 ●緊急防災要員の役割の再認識や対応について、徹底する必要がある。

- 地域防災計画で定める各班の業務について、訓練等を通じて改めて確認し、非常時には、速やかに遂行できる体制づくりや業務継続計画の発動基準のルール化などを検討する。
- 参集状況によっては、指示者又は担当者不在のまま初動対応にあたることが予想されることから、各班の役割分担と時間軸を意識した獲得目標や指示等の確認、参集状況に応じた対応や受援など、例えば各班の初動マニュアルを改めて確認、修正する。
- 発災後すぐに本部詰めとなる職員を確保し、災害時の本部体制の強化が必要となる。平時から災害時に本部を担当する職員を明確にし、不足する人員については、発災後速やかに危機管理室への兼務発令をするなど、体制確保に向けた検討を進める。
- 本部会議の円滑な運営に向け、報告事項は事前に資料化し共有する等、会議で検討すべき事項をさらに明確化し、速やかな意思決定と会議の短縮化を図る必要がある。
- 本部会議には、本部員だけではなく、各部の班長等が傍聴できる場所や環境を整備するなど、情報伝達の迅速化に向けた取組を検討する。
- 緊急防災要員の活動について、改めて周知し、より実動を意識した訓練を実施する。

(2) 情報の収集および集約

大阪府北部地震における本市での人的被害は、62人（重症4、中等症25、軽症33）、建物被害は公共施設が185施設、住家が3,515棟（大規模半壊1、半壊4、一部損壊3,510のうち2,865は自己判定分）、その他ブロック塀等の被害もあった。

ライフライン関係では、744件のガスの供給停止が発生、電気は発災直後に一部の地域で停電が発生したが、午前10時までには解消された。水道については、藤白台付近で大阪広域水道企業団の水道管が破損し、漏水による道路の陥没も発生した。この影響による断水を避けるため、配水の系統を切り替える対応を行った。また、濁水の発生に対応するために、市内9か所の災害時給水拠点での給水を行うとともに、府営川園住宅前で臨時給水活動も実施した。

公共交通機関は、全て発災後に臨時運休となったものの、JR西日本や阪急電鉄は、当日の夜に運行再開した。大阪モノレールは6月30日に平常ダイヤに戻るなど、復旧に時間を要することとなった。

台風21号の際は人的被害として29人（死者1、中等症6、軽症22）、建物被害として公共施設231施設、住家2,774棟（大規模半壊1、半壊12、一部損壊2,761のうち2,601は自己判定分）にのぼった。

ライフライン関係では、市内で大規模な停電が発生し、その解消にはかなりの時間を要した。停電の影響により、一部の集合住宅でポンプ設備等が運転できず、断水が生じた。公共交通機関は、JR西日本が早々に計画運休を発表するなど、各公共交通機関が事前に対策を行うケースが目立った。

被害に関する情報収集は、市が今後の災害対応の戦略を検討する上で非常に重要な初動対応となる。このため、市の各担当部からの報告に加えて、①未確認情報も含め市民からの電話やTwitter等のSNSの書き込みなどが、様々な方面から報告され、②交通機関の運行情報などは、自ら取得しなければわからない情報となっており、③災害に関する情報は、警察署などの関係機関やマスコミ等からの問い合わせも多いことから、最新情報を共通のプラットフォームで、常に収集、整理し、すぐに見やすく集約の上、全庁的に共有することが求められる。

今後は、情報収集力の向上のため、情報集約や整理、共有の方法について、訓練等により対応の熟度を高め、マニュアルの整備などの取り組みを実施し、確実に情報を収集・集約できる体制を整備する必要がある。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後も継続すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「災害に関する総合窓口」を開設し、電話やメールの様々な問い合わせについて、直接回答または円滑に担当部局への取り次ぎを実施するなど、迅速な対応を行った。 ●「災害に関する総合窓口」の開設当初は24時間体制で対応したが、問い合わせが午前9時から正午までの間に集中する傾向であったため、その時間の職員数を多くするなど、柔軟な対応で混乱なく実施した。 ●通常時の通信手段とは別に災害時優先電話を設置し、本部の緊急通信体制を確保した。災害情報を本庁舎の電話交換手と共有し、災害対応と通常業務の問い合わせを円滑につなぐ体制を整えた。 ●台風21号による公園での倒木被害を把握するため、複数の部がパトロール班を編成し、連携して現場調査を実施するとともに、危険な箇所には立ち入り禁止措置を行った。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題や地域等からの意見要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集について、統括部の情報収集記録班、本部班、広報班の役割分担が当初は明確にできていなかったため、効率的な運営ではなかった。 ●災害対応で困っていることを、携帯電話等による個人レベルで受けたが、それを「連携」にまでつなげることができなかった。 ●市民等からの電話による情報を受け付け、関係部へ連絡する電話回線、用紙、場所等を準備していたが、訓練で実施している通りには機能しなかった。 ●収集した情報の記録方法を事前に定めておらず、当初は手さぐり状態での対応となった。 ●通常業務と並行した体制下で、頻繁に発生する職員の交代により、作業手順等の引き継ぎに時間を要し、効率的な運営ができなかった。 ●「災害に関する総合窓口」開設当初、被災者に対する支援制度等の情報がなく、市民からの問い合わせに対して適切な対応ができなかった。 ●避難所の状況・避難者数などの正確な情報を得ることができなかったため、避難所の巡回健康相談の計画を立てることに苦慮した。 ●地域から市へ被害状況等を情報発信する仕組みが必要ではないか。

今後の対策の方向性

- 本部における情報収集に関する役割分担を明確にする。
- どのような情報をどの程度の頻度で収集すべきかを定型化するなど、庁内関係部署で検討を進める。
- 情報の集約方法について、会議資料やプレス発表等、報告・公表することが望ましい情報を効果的に集約する方法を検討する。
- 被害、避難所、支援、財務（復旧費用）といった様々な情報が、自動的に集まる仕組みを検討する。

(3) 情報の発信および伝達

本年度の災害対応では、災害や支援に関する情報を、市のホームページだけでなく、新たに Twitter などの SNS を活用した発信に取り組むなど、スピード感のある情報発信を行った。また、市役所の情報だけでなく「市の情報」という視点から、ライフラインや公共交通、学校の休校情報なども含めて積極的に情報の発信に取り組んだ。

一方、市のホームページや SNS を見ることができない方を想定し、広報車や公共施設への支援情報の掲示といったアナログ的手法も活用したが、十分に情報が届いていないという声が多くあった。

また、市から各地域の団体（連合自治会や自主防災組織等）に対し、避難所開設などの情報伝達を行ったが、各部署がそれぞれ所管する団体に、電話や FAX、メール等さまざまな方法で情報の伝達を行ったため、伝達スピードに差が出るなどの課題が明らかになった。

今後は、平時から情報発信の手法やわかりやすい表現方法等について、全市的に共有できるよう研修等を通じて、情報提供体制の強化を行う必要がある。また、情報の受け手にとって有効な情報発信についてさらに研究・検討を進める必要がある。一方、即時性のあるホームページや SNS の情報の受け手を地域で確保する等、情報を確実に発信、伝達できる体制整備の検討に取り組む必要がある。

地域団体等に伝達する情報については、地域が必要とする情報を十分に精査し、「いつ、誰に（どの団体に）、こういった情報を伝えることが必要か」を整理し、市として確実に、そして効果的、効率的に情報伝達を行えるよう取り組む必要がある。合わせて「地域からの情報を受け取る、いわゆる双方向の情報伝達」についても、速やかに検討を行う必要がある。

今後も継続すべき事項

- 市ホームページのトップページを緊急災害情報ページに切り替え、被災状況、支援情報、避難所情報、公共施設開館状況、よくある質問【Q&A】、問い合わせ一覧などを発信した。
- 平時の 5 倍のアクセスが集中したが、速やかに緊急災害情報ページに切り替えたため、サーバーのダウンを回避した。
- SNS を活用し、発災当日から災害情報の発信を積極的に行い、SNS 利用者を通じた情報発信（拡散）を行った。また、ライフラインの状況や公共交通の運行など市民が必要とする情報発信を行った。

<p>課題や地域等からの意見要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害を想定したホームページの記事について、あらかじめ作成するなどの準備がなかったため、情報発信に時間を要した。また、内容も不十分で、かつ検索性が低いものとなっていた。 ●各室課の情報発信が、市民目線でわかりやすい内容となっていなかった。 ●情報収集が十分に機能せず、迅速な情報発信や十分な情報量を持った情報発信につなげることができなかった。 ●情報収集に用いた様式と報道機関へ提供する様式が異なっていたため、正確な情報が発信できなかった。 ●自治会への避難所開設の情報伝達が遅れた。 ●給水場所について日頃広報を通じて周知していたが、問い合わせが多数あった。 ●緊急の場合の連絡方法を明確にしておく必要がある。 ●市からの連絡指示および地域の防災組織との連絡調整が確立していなかった。 ●障がい者等の安否確認も含め、防災組織の動きを再検討すべき。 ●多方面からプッシュ型の情報発信が必要ではないか。 ●他の地域の被災の様子がわからなかった。市として迅速に情報を収集し周知に努めてほしい。 ●災害時の情報伝達方法を考えてほしい。関連施設や関係する団体に一斉に連絡してほしい。
<p>今後の対策の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報のページの作り方や発信の方法について、平時から訓練や研修等を通じて十分な準備を行う。 ●情報の受け手にとってわかりやすい情報の発信、用語の整理を行っておく。 ●災害時に必要な情報について、改めて周知の方法等を検討するとともに、地域の団体等と、避難所等の災害時の市の対応について平時から共有する必要がある。 ●地域の団体等に向けて伝達する情報を精査し、その手法についても関係部局で連携した取り組みとなるよう検討を進める。 ●地域との双方向の情報伝達について、手法等の検討を行う。

(4) 避難所の設置・運営

発災当日の午後、全ての小学校及び一部の公民館等を避難所として開設した。避難所では、避難された方に対する健康チェックの実施（吹田市医師会等や市の保健師が連携した取組）、吹田警察署による防犯パトロール等が行われた。

避難所の開設にあたっては、「施設管理者が中心となって開設する」ことを、市の避難所運営の指針である【避難所運営マニュアル作成指針】で定め、各施設において「避難所運営マニュアル」を作成しているものの、確実に引継ができていなかったなど、各施設管理者の認識にばらつきがあった。

また、地震時に、学校の正門を閉ざした状態で避難所の開設をするという運用となったため、避難所に来られた方が「避難所が開設しているのかわからない」という理由から家に帰らざるを得なくなったという事案も発生した。

台風時には、大型で強い台風が大阪府付近を通過する予想進路となっていたため、公民館や市民ホール等を自主避難所として開設した。

台風通過に伴い、市内で大規模な停電が発生、自主避難所となる施設も停電となり、避難者が不安を抱えたまま夜を迎えたという事例もあった。

今年度の災害対応を踏まえ、全避難所の避難所運営マニュアルの点検を実施し、避難所が確実に開設できるよう取り組みを進める。

今後は、避難所の開設が明確にわかるような看板等の準備や非常時に照明や携帯電話等の充電ができる発動発電機の備蓄など、避難所運営を支える資器材や物品の見直しを早急に行う必要がある。

また、今年度の災害対応では、避難所運営が長期化することはなかったが、今後、長期化に備え、運営の支援に必要な人員確保や、避難者の健康管理や避難所の衛生面など、さまざまな部局が連携して、避難者支援に取り組む必要がある。

このため、避難所を統括的に管理する担当班など、市の体制の見直しも含めた検討が必要である。

自主避難所については、避難所との違いを明確にし、開設基準や利用時のルール、開設時の各施設の対応のあり方などについて、早急に整理し、地域防災計画等で定める必要がある。

今後継続すべき事項(こと)

- 避難所の巡回健康相談にあたっては、医師会、薬剤師会が同行し、避難者を必要に応じて医療機関につなぐなど、緊密な連携が図れた。また、DMAT（災害派遣医療チーム）や保健所の適切な指導・協力のもと、巡回健康相談を円滑に実施できた。
- 巡回健康相談の実施にあたり、平時より災害用に必要な健康相談用の物品を備えていたため、迅速に健康相談活動にあたれた。

課題や地域等からの意見要望

- 地震の際、避難所開設の決定が当日午後となり対応に混乱が生じた。また、開設した全避難所に運営担当者（市職員・施設管理者・地域など）の常駐ができなかった
- 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営について、施設管理者等の認識の統一ができていなかったため、避難所運営に地域差が生じた。
- 地震発災当日、4施設で自主避難者を受け入れたが、同日開館時間内に避難者全員が自主的に退去した。施設の閉館時間以降も引き続き避難意向があった場合の対応が今後の課題である。
- 市の関係室課や警察等がそれぞれ避難所の情報収集等を行っていたため、施設管理者がその都度対応する状況であった。
- 避難所開設が長期になった場合に備え、感染症など衛生面への対応や必要な物資の供給、避難所巡回健康相談の回数・頻度など、さらに保健所との協議・調整が必要となる。
- 避難所となる施設に、日々の決定事項を速やかに提供するよう努めていたが、避難所の継続・閉鎖、夜間に配置等する職員体制の連絡については、当日の午後の会議で決定されたため、余裕を持った対応ができなかった。また、多くの避難所施設を所管する部署では、情報の集約、情報の伝達に時間を要することとなった。
- 小学校を避難所として開設した状況が、市民に十分に周知できていなかった。学校の再開後において、学校運営と避難所運営の両立が課題。
- すべての施設において24時間、常時、避難所として開設するのは人的に限界があり、他からの受援がないと常時避難を受け入れることは難しい。
- 避難所の小学校に行ったが体育館の扉が閉まったまま、照明も点灯しておらず開設の気配がなかった。
- 避難所運営マニュアルを市民にもわかるように開示してほしい。

今後の対策の方向性

- 避難所運営マニュアルに基づき、速やかに避難所を開設、円滑に運営ができるよう、施設管理者、所管部署等の関連する者で避難所に関する共通認識を持つ。
- 避難所における指揮命令系統の整理、避難所の支援を行う各部署の連携・調整がうまくできるように体制の検討を進める。
- 避難所開設の長期化等を見据えて、どの程度の応援が必要かなど、受援についてあらかじめ整理しておく。
- 開設する避難所は、災害の規模に応じて適切な施設を避難所とすることが望ましく、実態に応じた開設箇所の必要性について検討を行う。

(5) 特別な配慮が必要な人への対応

地震の際は、「災害時要援護者名簿」に基づく安否確認ではなく、別の方法により要援護者の安否確認を行った。

【高齢者】

認定のある介護保険被保険者について、6月18日から、ア、イ、ウにより安否確認を実施し、6月22日までに完了した。

ア 在宅でサービス利用のある方、約6,700名について、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に依頼した。

イ 要介護1以上で、サービス利用・生活保護受給がない独居世帯約180名のうち、近くに親族がいることや、入院中であることなどが確認できた方を除く約70名について、市職員が電話・訪問した。

ウ 要介護者等の入所施設（市内58か所、定員総数3,535名）の入所者の状況を確認した。

【障がい者】

障がい福祉サービスにつながない方、又は担当ケースワーカーが特段配慮を要すると判断した方、計36名に対し担当ケースワーカーが、電話により安否確認を行った。また、被害状況及び利用者の安否について、グループホーム運営14法人、短期入所施設運営5法人、入所施設運営1法人、日中活動系法人17法人に対して、市職員が電話により状況確認を行った。

【生活保護世帯】

単身高齢者や障がい者のいる世帯をはじめ、75歳以上の高齢者のいる世帯について、担当ケースワーカーによる電話や訪問を行い、安否確認を行った。

【乳幼児のいる世帯】

保健センターが担当する医療的なケアが必要な乳幼児について、電話にて安否確認を実施した。

また、各地域では、民生委員・児童委員が安心・安全カード等を活用し、担当区域の要支援者を対象に安否確認を行った。災害時要援護者支援に関する協定を締結している6地区のうち、一部の地区では地区対策本部を立ち上げ、各単一自主防災組織からの情報を収集するとともに、民生委員等と共に要援護者の安否確認を行い、地域での報告会も行った。

「災害時要援護者名簿」の運用にあたっては、名簿共有に向けた各地域との協定締結が大きな課題となっているが、早急に全地域での協定締結に向けた取り組みを進める必要が

ある。

要援護者名簿の活用については、運用開始に必要な客観的基準を定める等の検討も必要である。

また、災害に不慣れな外国人留学生在が避難所に多数避難した事例があったことから、外国人等、配慮が必要な方に対する相談窓口の設置や情報発信等の取り組みについても、対応を検討する必要がある。

今後も継続すべき事項

- 発災後、福祉避難所に指定している民間の20施設に対して、人的被害・建物被害・ライフラインについて確認を行った。
- 民生委員・児童委員に「避難所開設」と「ボランティアセンター開設」を地域へ周知するように依頼した。
- 全地区で安心・安全カード等を活用し、担当区域の要支援者を対象に安否確認を行った。
- 在宅で介護認定を受けている介護保険被保険者の安否確認について、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者にそれぞれケアプラン担当ケースの安否確認を依頼した。また、一部については市職員が電話・訪問により確認した。
- 配食サービス利用者については、サービス事業者を通じて全員の安否確認を行った。
- 要介護高齢者の入所施設を市職員が施設職員に電話し、入所者やライフラインの状況確認を行った。

- 震度5強の地震が発生したが、被害が少ない場合は、自主避難に留まる場合もあることから、個人情報扱う災害時要援護者名簿を活用するために「震度〇以上」という基準を設ける必要がある。
- 災害時要援護者名簿を活用して安否確認を行う場合、どのように地域支援組織に連絡するか部内で活用方法が確立していなかった。
- 不同意者を含む名簿情報を提供するタイミングについても「震度〇以上」という基準を設ける必要がある。
- 警察や他府県の応援部隊へ名簿情報を提供するタイミングや基準、提供の方法についても詳細な検討が必要である。
- 災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区では、それぞれの活動に差が見受けられた。今後、各地区が同様の取り組みができるよう調整を図る必要がある。
- 要配慮の障がい福祉対象者の安否確認方法が定まらず、高齢者や生活保護受給者を把握している室課との連携もできなかった。今後、災害時要援護者名簿を軸に安否確認体制の確立を進める必要がある。
- 避難所に外国人留学生が多く避難したが受け入れの準備が整っていなかった。
- 災害時要援護者制度に登録されている方々へ市からのアクションがない。また協定を締結している地域の連合自治会や協議会に任せきりで単一自治会への周知や啓発活動を行っていない。
- 各所管がそれぞれの目的で管理している名簿があるが、それぞれ連動していない。
- 災害時における諸団体毎の最低限の役割などマニュアル作成が急務。各地区での統一した行動がとれていなかった。
- 民生委員・児童委員の委員長から、各担当地域で独居高齢者を中心に安否確認を行うよう所属委員に要請したが、これらの情報を集約するシステムが必要ではないか。
- 民生委員・児童委員による高齢者の安否確認は、「安心安全カード」により行った。「防災安否確認マップ」を使用した。「災害時要援護者名簿」の活用方法が不明確。避難手段などを定めた「個別計画」の策定も自主防災組織などが主導してほしい。
- 市から地域に、災害時要援護者名簿を突然開示されても全員の安否状況の確認は難しい。事前開示により緊急時の迅速な安否確認につながるようにする必要がある。
- 支援対象者の安否確認や援助の必要性について市からの問い合わせがない。

今後の対策の方向性

- 災害時要援護者名簿の運用方法全般について、早急に整理する。
- 災害時要援護者名簿の運用にあたって、「震度〇ならば活用」といった客観的基準を決めておく。
- 各地域の活動の均一化に向けた調整を行う。
- 高齢者・障がい者・生活保護受給者について、連携した対応ができるよう体制を整備する。
- 外国人からの問い合わせ対応や情報提供等について検討を行う。

(6) 物資等の輸送・供給

避難所において、毛布等の備蓄物資の提供を行ったほか、被災した家屋の応急修理用として「ブルーシート」や「土のう袋」を配布した。また、道路や公園の安全確保のため相当数の「カラーコーン」を急遽調達し設置した。

ブルーシートや土のう袋、カラーコーンについては、緊急に手配が必要となり、災害時の物資調達とは異なった方法（統括部本部班や市民部物資班が自ら発注する）で調達を行った。

今後は、速やかに物資が調達できるよう、調達の流れを全庁的に周知しておくことや、災害時に緊急に必要となる物資や事務消耗品など、一定量備蓄しておくことも検討する必要がある。

今年度の災害では、「各避難所で備蓄数を上回る人数の避難者」や「物流網の断絶」といった事態には至らなかったが、相当数の避難者が発生し、物流網が断絶される災害を想定し、物資調達や輸送が計画的に実施できるよう訓練等で十分に確認しておく必要がある。

今後も継続すべき事項	●協定先や関係機関を通じて、速やかに物資の調達を行った。
課題や地域等からの意見要望	●災害対応に係る消耗品等の調達について、予算執行や発注の方法などが定まっていなかった。また、物品の数量（少数）によっては、納品まで期間を要することとなった。 ●ブルーシート等の支援物資については、配布箇所数を増加してほしいとの声があった。（各地域）

今後の対策の方向性

- 災害時の物品調達にあたって、どのような手続きで調達するのかを全庁で共有しておく必要がある。また、発注の根拠となる予算執行のルール等についても、あらかじめルール化し、周知しておく必要がある。
- 災害時に緊急的に必要となるブルーシート等の物資については、ある程度備蓄することも検討しておく必要がある。
- 大規模災害を想定して、物資の調達だけでなく、輸送手段や供給方法等についても十分検討しておく必要がある。

(7) ボランティア等との協働

地震・台風による屋根や外壁の損傷、室内に散乱した家具等の片付けなど、700件近い被災者のニーズに対し、延べ2,000人を超えるボランティアが活動した。募集は、市外在住者も含めて広く募集したことから、多くのボランティアが活動に参加することとなった。

今後、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との連携や、市外からのボランティアの活動を支援するための環境づくり等について、検討が必要である。

今後 も 継 続 す べ き 事 項	<ul style="list-style-type: none">●地震発災の翌日、午前11時にボランティアセンターが開設され、他の被災地で経験を積んだ社会福祉協議会の職員が中心となり、滞りなく設置・運営を行った。●ボランティアセンターでは、毎日17時からミーティングが行われ、その日の反省等を翌日に活かせることができた。また、他市町村の社会福祉協議会からの応援者も含めて情報共有を行った。
課 題 や 地 域 等 か ら の 意 見 要 望	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会が総合福祉会館でボランティアセンターを開設したが、部屋の確保など同協議会との連携がうまく取れていなかった。●遠方からのボランティアの方々を受け入れるにあたり、宿泊部屋や寝具の提供など社会福祉協議会と十分に連携が取れていなかった。●市職員も運営支援という形であっても、ミーティングだけでなく常駐すべきではなかったかと思う。●市によってごみの分別・受け入れ可能なものなどが異なることから、市外から来るボランティアによっては、ごみの出し方等で戸惑われた事例があった。

今後の
対策の
方向性

- ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との連携方法について、検討を行う。
- ボランティアセンターへの支援の方法について、検討を行う。
- 市外からのボランティアに対し、市のごみ等のルールを速やかに周知できるようにする。

(8) 被害認定調査、罹災証明書の発行

地震・台風による屋根や外壁等の住家被害が相次ぎ、被害認定調査の依頼が殺到したことにより、多くの人員が必要となった。しかしながら、一部損壊については自己判定方式を採用したことで、罹災証明書の迅速な即日発行や、現地調査件数の削減につながった。

被害認定調査に必要な人員については、固定資産税の家屋評価の経験者を中心として、税務部内及び全庁的な応援要請により確保した。

今後、想定される大災害発生時には、調査件数が相当数見込まれることから、調査結果等に関するデータ管理方法の検討や、他市町からの受援を想定したマニュアルの整備などの準備を十分にしておく必要がある。

罹災証明書については、自己判定方式を除き、市民部調査班の実施した結果をもとに証明書の発行を行った。今後、想定される大災害発生時には、罹災証明書の発行件数が桁違いに増加することや、罹災証明書の内容に対する不服申し立てへの対応など、今回の災害とは比較にならないほど事務量が増加することが予想される。

また、罹災証明書の発行対象者を基本とした被災者台帳を整備し、被災者に対し、速やかかつ継続した支援を実施する必要があることから、被災者支援を想定したシステムについて、情報管理や福祉などの関連部局と共に検討を進める必要がある。

今後も継続すべき事項

- 住家の被害認定調査について、税務部内の応援に加え、資産税課経験者で被害認定調査の研修受講者を中心に職員の応援を依頼し、休日により多くの調査を実施できるような体制を構築した。
- 現地調査を不要とする自己判定方式の申告窓口を、地震による一部損壊の被害が多く見られた山田、千里丘地区の両出張所に土日を含めて開設し、罹災証明書を迅速に発行することができた。

<p>課題や地域等からの意見要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後から住家を中心に全体的な被害状況の把握に努めた。大きな地震で対応業務を経験した職員はほぼおらず、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の把握に時間を要した。 ● 被害認定調査に必要な職員（固定資産（家屋）の評価の実務経験者など）、公用車、資器材の不足など、実施体制が十分でなかった。
<p>今後の対策の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害を想定した、被害認定調査および罹災証明書発行に係る人的・物的資源の確保方法について、検討を進める。 ● 被災者支援の観点から、関係する部局が連携して取り組めるよう検討を行う。

4 市の防災力向上にむけて

災害対応におけるさまざまな課題について、各部の振り返りや市議会・市民からいただいたご意見をもとに、災害対応の項目別に課題を整理し、今後の取組の方向性について検討を行いました。今後、市が防災力向上にむけて取り組むべき事項について、項目別に整理します。

(1) 地域防災計画等の修正

- ・市の防災対策の基本となる「地域防災計画」について、災害対応の課題を踏まえた修正に取り組めます。
- ・「業務継続計画」、「受援計画」、「備蓄計画」といった関連計画や、各部における災害対応の指針となる「各部行動計画」や各担当の作成する業務マニュアルについて、必要に応じて見直しや整備を行います。
- ・各種計画の見直し過程において、各担当や全庁的に理解や共有ができていなかった項目について、内容の確認やルールの作成等に取り組めます。
- ・「地域防災計画が想定する災害と昨年発生した災害の規模が異なっていたこと」により混乱が生じた経験を踏まえ、災害規模に応じた柔軟な対応が実施できるよう、取り組みを進めます。
- ・災害対応の際に重要となる「時間軸」について、業務継続計画と連携するなど「いつまでに、何をする」という視点をより一層意識できるよう、取り組みを進めます。
- ・市職員の被災や、公共交通機関の運休などによる職員の参集状況を想定し、限られた人員での初動の対応や受援について検討を進めます。

(2) 効果的な防災訓練の実施

平成 31 年（2019 年）1 月 20 日に実施した「吹田市一斉合同防災訓練」では、災害対応の課題を踏まえ、指定避難所において開設手順を確認、情報の流れ（収集・集約・発信）を確認、「どういった課題について、いつまでに、何をする」について議論し方向性を決める目標管理型の本部会議の開催など、「リアリティ」を意識した訓練に取り組めました。

今後も、全職員の防災意識向上、計画やマニュアルのチェック、地域との連携方法の確認など、訓練の実施内容や規模について、検討を進め、より効果的な防災訓練の実施に取り組めます。

(3) 情報発信・情報伝達

- ・公式 SNS として Twitter、Facebook に加え、LINE の活用も行います。これらの他、情報の受け手にとって、最適な方法で情報発信ができるよう取り組みを進めます。

- ・ホームページや SNS を通じて効果的な情報発信ができるよう研修や訓練に取り組みます。
- ・ホームページや SNS による情報収集が困難な市民に対し、災害関連情報を掲示する方法の改善等を検討します。
- ・防災ラジオ等の新たな情報発信ツールの活用について研究を進めます。
- ・停電等のライフラインに関連する情報について、各事業者との連携をさらに強化し、積極的な情報発信に取り組みます。
- ・地域団体等への情報伝達について、いつ・どのような情報が必要かを整理し、市の関連部局が連携した情報伝達ができるよう検討を進めます。

(4) 避難所・自主避難所

- ・避難所の備蓄物資の見直しを進めます。(各市民ホールに、公民館と同様の物資の配備を行いました。)
- ・非常時の照明や携帯電話等の充電が可能となる発動発電機の配備に取り組みます。
- ・避難所開設時には、開設していることがわかる表示となるよう取り組みます。
- ・「避難所運営マニュアル作成指針」の改訂に取り組みます。
- ・休日や夜間等においても確実に避難所の開設ができるよう、全避難所の「避難所運営マニュアル」のチェックを実施し、必要に応じた見直しに取り組みます。
- ・避難所運営マニュアルに基づいた運営ができるよう、取り組みを進めます。
- ・「自主避難所」の開設・運営等について、災害対応の課題を踏まえ、開設基準やルール作りに取り組みます。

(5) 特別な配慮が必要な方への対応

- ・災害時要援護者名簿について、地域との協定締結に向けた取り組みを推進します。
- ・発災時の要援護者名簿の運用について、客観的基準により配布するなど、ルール作成に取り組みます。
- ・妊産婦や外国人等に対し、必要な支援ができるよう検討を進めます。

(6) 各種団体、ボランティアとの連携強化

- ・大阪府、ライフライン事業者、災害協定締結事業者等との連携強化に努めます。
- ・災害対応を協働で実施できるよう、地域団体、ボランティア等との連携に努めます。
- ・地域団体等の自主的な防災活動への支援について検討します。

5 参考資料

- (1) 自然災害に対する市の対応状況
- (2) 災害対策本部の事務分掌および動員体制
※吹田市地域防災計画（抜粋）
- (3) 地方都市等における地震対応のガイドライン（平成 25 年 内閣府）

大阪府北部地震及び平成 30 年 7 月豪雨における 吹田市の被災状況、対応状況について

※特に表記がないものは、10/15(月)時点の数値

1 地震の概要

(1) 発生概要

平成 30 年 6 月 18 日 7 時 58 分頃、地震がありました。震源地は、大阪府北部(北緯 34.8 度、東経 135.6 度、深さ 13km)、地震の規模(マグニチュード)は 6.1 と推定されます。吹田市は震度 5 強を観測。

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けおそれが生じていることから、大阪府は 12 市 1 町に災害救助法の適用を決定しました。

2 被害状況

(1) 人的・建物被害等

ア 人的被害 62 人(重症 4 人、中等症 25 人、軽症 33 人)

イ 建物被害

公共施設 185 施設

住家の被害認定 3,121 棟

全壊 0 棟 大規模半壊 1 棟 半壊 4 棟 一部損壊 3,116 棟(自己判定分 2,479 棟を含む)

ウ 火災の状況 0 件

エ 避難指示等

6/20(水) 9 時 50 分 藤白台 5 丁目 8 番に土砂災害による「避難指示」を発令

6/24(日) 19 時 00 分 「避難勧告」に変更し、継続発令中

(2) ライフライン、交通機関、道路

ア 水道 一部地域で発生した断水・漏水については、発災当日 18 日に復旧
水道水の濁りは、吹田市全域でほぼ解消 6/20(水) 16 時 40 分

イ 下水道 点検の結果異常なし

ウ ガス 供給停止していた 744 件が全件解消 6/24(日) 6 時 00 分

エ 電力 大阪府内で最大 17 万戸停電。全戸復旧 6/18(月) 10 時 43 分

オ 鉄道 J R: 全線運転再開時間 6/18(月) 23 時 05 分

阪急: 全線運転再開時間 6/18(月) 22 時 45 分

モノレール: 6/30(土) から平常ダイヤで運行

カ 道路 藤白台 5 丁目市道 53 号線を通行止 (8/29(水) 9 時 30 分通行止め解除)

(3) 避難所開設状況等

6/18(月)に36小学校と自主避難者があった公民館等4施設、計40か所を開設

28か所利用、最大時76人が避難

全避難所を閉鎖 6/22(金) 16時10分

保健医療班の保健師等が、保健所、DMAT、医師会等と連携協力し、各避難所を巡回し、避難者の健康相談を実施

(4) 市内公共施設等

ア 公共施設の開館状況の詳細はP11のとおり

一部開館 8施設、休館 2施設

イ 地震による被害があった185施設のうち、エレベーター停止等の軽微な被害11件については被害復旧完了。残り施設は現在、被害の復旧について手法を含め検討中。

ウ 小・中学校のブロック塀について、建築基準法上の安全性が確認できなかった45校については、8月末までに撤去を完了した。

小中学校を除く施設のうち目視等の外観上の判断で安全性が確認できていないブロック塀が45件あり、今後、撤去を含めた検討を進めるため現地調査中。

3 対応状況

(1) 基本的な姿勢

市民生活への影響を最小限とするよう、通常業務を維持しながら、災害対策本部体制下、全庁を挙げて災害対応業務にあたる。

A 緊急対応体制、B 災害対策体制、C 復旧対策体制、D 復旧体制の4段階に分け、災害対応にあたってきた。震度5強の地震発生により自動設置された災害対策本部下においては、

A 緊急対応体制(6/25(月) 24時まで)

B 災害対策体制(6/29(金) 17時30分まで)

C 復旧対策体制(7/10(火) 17時30分まで)

を取り、7/10(火) 17時30分をもって、災害対策本部は廃止し、同時に、防災対策会議を設置し、

D 復旧体制に移行し、引き続き、災害対応にあたっている。

(2) 消防活動状況

火災出動 2件(結果は火災扱いにならなかったもの。)

救助件数 30件(内、エレベーター閉じ込め29件)

警戒件数 26件(建物倒壊や崩落等の危害排除、ガス漏れ)

救急件数 52件(搬送人員51人)

(3)生活・健康

ア 市内9か所(最大時)で災害時給水拠点を開設(6/18(月) 14時50分～6/20(水) 18時00分)

⇒ 濁水の解消により6/20(水) 18時00分で閉鎖。延べ1,608人が利用

災害時給水拠点以外での個別対応として、国立循環器病研究センター・済生会吹田病院で給水タンク車2台による給水活動と、府営吹田川園住宅にて臨時給水所を開設し、のべ1,520人が利用

イ ブルーシート、土のうを配布(ブルーシートは6/18(月)～、土のうは6/22(金)～、8/10(金)で終了)

⇒ 8/10(金)までの配布枚数 ブルーシート:1,913枚、土のう:719袋

ブルーシートについて

6/18(月)～6/19(火) 本庁舎及び南千里庁舎で配布(24時間体制)

6/20(水)～6/22(金) 本庁舎及び南千里庁舎で 8時00分～21時00分 配布

6/23(土)～6/24(日) 本庁舎及び南千里庁舎で 9時00分～18時00分 配布

6/25(月)～6/29(金) 本庁舎のみで 9時00分～18時00分 配布

6/30(土)以降の土・日曜日の配布を休止し、7/2(月)以降の配布場所を市役所正面玄関ロビーから市役所低層棟3階の地域経済振興室に変更

8/10(金)をもって配布終了

ウ 日常生活支援などのボランティアセンターの開設(6/19～)

⇒ 市内外からボランティアを募集。7/3(火)より、「きららスマイルセンター(復興支援センター)」に移行し、活動。7/31(火)までの相談件数は376件で、うち実施済は376件、ボランティア活動への参加人数は延べ1,285人。

エ 外国人相談窓口(英・中・韓)を市役所内に設置(6/19(火)～)

⇒ 相談件数は0件。(平日開庁時間のみ対応)

オ ごみ収集(6/18(月)～)

⇒ 地震により発生した割れた食器類や家具等の災害ごみの収集は、決められた日以外でも実施。通常ごみの収集は地震直後から実施

6/27(水)から災害がれきの収集開始【回収件数 140件】

災害ごみ臨時回収の相談件数は872件

カ 災証明(6/18(月)～)

(ア)現地調査の依頼などの相談

970件

(イ)自己判定方式による申告件数

2,479件(本庁 1,819件 山田出張所 266件 千里丘出張所 394件)

6/27(水)から7/10(火)までの土日を含む14日間は、一部損壊の住宅に限り、被害状況のわかるスマホなどの写真により現地調査を不要とし、証明書を即日交付できる特設窓口を市内3か所に開設。吹田市役所本庁舎、山田出張所、千里丘出張所で受付。

市役所本庁舎では7/11(水)以降も継続中。

(ウ)り災証明書交付件数

3,373 件(本庁 2,405 件 山田出張所 379 件 千里丘出張所 549 件 千里出張所 40 件)

キ 地震に伴う、り災証明書・り災届出証明書の手数料を免除(6/19(火)～)

⇒ 交付手数料(1 件 300 円)を H30.6/19(月)から H31.6/30(日)までの間、免除する。

ク 「災害に関する総合窓口」の開設(6/22(金)～7/9(月))

⇒ 被災された方への総合的な相談を受け付ける窓口を設置。

7/9(月)までの相談件数は 609 件

電話 06-6384-0078 メールアドレス saitai-honbu@city.suita.osaka.jp

時間: 6/22(金) 9 時 00 分から開始し 6/24(日)翌朝まで 24 時間体制

6/25(月)からは 9 時 00 分から 20 時 00 分

6/26(火)から 6/28(木)は 8 時 00 分から 20 時 00 分

6/29(金)は 8 時 00 分から 17 時 30 分

(6/30(土)以降は土・日曜日の相談窓口を閉鎖)

7/2(月)以降は 9 時 00 分から 17 時 30 分

7/9(月) 17 時 30 分をもって総合窓口としての対応を終了

ケ Panasonic Stadium Suita のシャワー設備を開放(6/22(金)～28(木))

⇒ ガスの供給停止が続く地域があることを受け、被災者に無料で同施設のシャワールームを開放。

(時間:13 時 00 分～20 時 00 分、設備:男性 8 基、女性 6 基)

ガスの供給が開始されたため、6/30(土)まで実施する予定を繰り上げ 6/28 までとした。

利用者数は 461 人。

コ 市営住宅空き家を提供

⇒ 家屋が半壊以上の被害を受けた市民を対象に、市営住宅の空き家を一時提供

6/25(月)から 28 日(木)までの 4 日間、利用希望者を募ったが、応募件数は 0 件

以降、家屋が半壊以上の被害を受けた市民を対象に、先着順で一時入居の募集を継続。

問い合わせ及び申込み 0 件

サ 子どもの心のケアを実施

⇒ 吹田市立教育センターで、震災にかかる子どもの心のケアのための相談窓口を設置。市内在住の

満 3 歳から 18 歳の本人及び保護者を対象に、電話または来所相談を実施

シ 自衛隊派遣要請

⇒ 国立循環器病研究センターで、水道が使用できないため、50m³の水が必要であるが吹田市で準備できるか、大阪府災害医療本部より入電。準備できない場合は、吹田市から大阪府危機管理室を通じて派遣要請して欲しい。

水道部にて、給水タンク車 2m³を 2 台出動準備するとともに、大阪府危機管理室へ自衛隊の派遣要請をする。

水道部において、給水タンク車からポリタンクへ水を入れ給水活動を実施。

13 時 00 分頃 自衛隊に給水活動を引き継ぐ。

(4)安全

ア 学校施設の対応について

6/18(月)、6/19(火)に、市職員が学校施設の被害状況を目視・打診で確認。地震により損壊した部分などについては立入禁止措置等を実施。併せて、道路に面した学校施設のブロック塀についても、直ちに倒壊する可能性が低いことを確認した。

文部科学省の通知に基づき、6/20(水)、6/21(木)に、学校施設のブロック塀について、建築基準法に適合しているかなどの現地調査を改めて実施し、全小中学校 54 校中 45 校で建築基準法上の安全性が確認できなかったブロック塀があることがわかった。6/22(金)の災害対策本部会議にて、当該ブロック塀については撤去する方針を打ち出し、ひび割れ等がある劣化の進んだ危険性の高いブロック塀について、6/23(土)、6/24(日)の 2 日間で撤去工事を行った。

残りのブロック塀については、6/27(水)までに注意喚起の張り紙を行い、8 月末までに撤去を完了。

イ 小中学校の通学路の巡回(6/19(火))

⇒ 各校教職員が通学路に、通学を妨げる危険箇所がないことを目視により確認。

ウ 道路の確認(6/18(月))

⇒ 緊急交通路を中心に(約 70km)、下水道部と協力して点検を行い、支障がないことを確認した。

エ 公園の確認

⇒ 6/18(月)避難地に指定された公園や、公園内のため池、法面等のパトロールを実施した。

6/19(火)に本市職員が目視や打音調査を実施。緊急対応が必要な破損や、ただちに倒壊する恐れがないことを確認した。

オ 家屋やブロック塀の相談への対応(6/18(月)～)

⇒ 必要に応じ市職員が地震による家屋やブロック塀の現地調査などを実施。10/15(月)までに 588 件の相談があり、うち 581 件に対応。危険がある 48 か所にカラーコーン計 177 本を設置

※応急危険度判定については不実施

カ 道路の通行に支障となるブロック塀等の調査及び通行確保(6/18(月)～)

⇒ 道路の通行に支障となるブロック塀等の調査を実施し、通行を確保するためにがれき等の除去を行った。危険がある 74 か所にカラーコーン計 220 本を設置。

キ 吹田市文化会館の(メイシアター)一部利用停止を決定

⇒ 同館内の大ホール天井部が震災により損害を受けたため、大ホールの利用を休止。

ク 土砂災害警戒現場パトロールの実施

⇒ 土砂災害警戒区域等を本市職員が 2 班体制で巡回点検を実施。

6/18(月) 9 時 30 分、6/19(火) 9 時 30 分、6/20(水) 8 時 00 分・15 時 00 分

7/5(木) 8 時 30 分・23 時 00 分、7/6(金) 8 時 00 分・13 時 30 分

7/7 (土)13 時 30 分

ケ スポーツ施設の利用停止

⇒ 6/27(水)までに目視による安全確認を実施し、当面の間、市民プールの利用停止、体育館(北千里・山田・南吹田・目俵)及び武道館の一部利用停止を決定

4 復旧状況

(1) 保育・教育施設

公立保育園・認定こども園・幼稚園、公立小中学校・留守家庭児童育成室は6/20(水)から再開

(2) 健康医療に関する施設

6/20(水)から保健センターで集団の健診事業を再開。同日、国立循環器病研究センターで外来診療を再開

(3) ごみ処理施設

地震発生に伴い緊急停止した資源循環エネルギーセンターの稼働を6/21(木)から再開

(4) 社会教育施設

6/19(火)から図書館が開館、6/20(水)には、旧西尾家住宅・旧中西家住宅を除く、すべての社会教育施設(公民館・博物館・青少年施設)が再開

5 災害対策本部開催状況等

6/18(月)

7時58分ごろ	吹田市震度5強 地震発生
7時58分	吹田市災害対策本部自動設置
9時00分	第1回災害対策本部会議開催
10時00分	災害対策本部設営完了
11時00分	第2回災害対策本部会議開催
14時00分	第3回災害対策本部会議開催
15時56分	全小学校(36校)を避難所として開設
17時00分	第4回災害対策本部会議開催
17時30分	大阪府災害救助法適用
22時00分	職員200名体制

6/19(火)

9時00分	第5回災害対策本部会議開催
13時00分	第6回災害対策本部会議開催
17時00分	第7回災害対策本部会議開催

6/20(水)

6時28分	大雨(土砂災害)警報発表
9時00分	第8回災害対策本部会議開催
9時50分	避難指示発表(対象地域:藤白台5丁目8番)

10時26分	大雨(土砂災害)警報解除
14時00分	第9回災害対策本部会議開催
6/21(木)	
13時00分	第10回災害対策本部会議開催
13時00分	避難指示から避難勧告に変更(対象地域:藤白台5丁目8番)
6/22(金)	
13時30分	第11回災害対策本部会議開催
16時10分	全避難所閉鎖
6/25(月)	
10時00分	第12回災害対策本部会議開催
6/28(木)	
16時50分	第13回災害対策本部会議開催
7/4(水)	
13時00分	第14回災害対策本部会議開催
7/9(月)	
14時30分	第15回災害対策本部会議開催
7/10(火)	
17時30分	災害対策本部から防災対策会議に体制移行
7/23(月)	
16時00分	防災対策会議開催

*平成30年7月豪雨における気象警報、避難情報等については、次項に記載

6 平成30年7月豪雨における被災状況及び対応状況

(1)床下浸水 5件

(2)道路冠水 11件

(3)避難情報発令状況

<発令内容>

・千里万博公園6番8号 介護老人福祉施設

7/5(木) 22時30分 避難準備・高齢者等避難開始 発令

7/7(土) 12時00分 避難準備・高齢者等避難開始 解除

・古江台1丁目27番5号から7号(4世帯15人)

7/6(金) 20時15分 避難指示(緊急) 発令

7/9(月) 18時45分 避難指示(緊急)から避難勧告へ

7/20(金) 17時00分 避難勧告 解除

・古江台1丁目27番8-3、9、9-2(3世帯9人)

7/7(土) 15時00分 避難勧告 発令

7/19(木) 18時00分 避難勧告 解除

・円山町15番35号(4世帯7人)

7/8(日) 13時00分 避難勧告 発令

7/9(月) 17時00分 避難勧告 解除

<時系列>

日 時	警 報 等	避難情報
7/5(木) 7時30分	大雨(土砂災害・浸水害)・ 洪水警報	
7/5(木) 22時15分	土砂災害警戒情報発表	
7/5(木) 22時30分		千里万博公園6-8 避難準備・高齢者等避難開始 発令
7/6(金) 17時14分	洪水警報 解除 浸水害注意報へ	
7/6(金) 20時15分		古江台1丁目27番5~7号 避難指示(緊急) 発令
7/7(土) 11時15分	土砂災害警戒情報解除	
7/7(土) 12時00分		千里万博公園6-8 避難準備・高齢者等避難開始 解除
7/7(土) 15時00分		古江台1丁目27番 8-3、9、9-2 避難勧告 発令
7/8(日) 4時36分	大雨(土砂災害)警報解除	

7/8 (日) 13時00分		円山町 15番 35号 避難勧告 発令
7/9 (月) 17時50分		円山町 15番 35号 避難勧告 解除
18時45分		古江台1丁目 27番 5～7号 避難指示 (緊急) から避難勧告へ
7/19 (木) 18時00分		古江台1目 27番 8-3、9、9-2 避難勧告 解除
7/20 (金) 17時00分		古江台1丁目 27番 5～7号 避難勧告 解除

7 平成30年7月豪雨に伴う緊急消防援助隊および応急給水活動の対応状況

(1) 緊急消防援助隊

・派遣期間

7/7(土)から7/13(金)まで 計7日間

・活動拠点

広島県広島市及び東広島市

・宿营地

広島県消防学校及び東広島市消防局

・本市派遣職員数

吹田市第1次派遣隊 4隊 16名

吹田市第2次派遣隊 4隊 16名 計 8隊 32名

<時系列>

日 時	内 容
7/6(金) 21時27分	・吹田市消防本部登録全隊出動可能報告
23時00分	・緊急消防援助隊出動指示 (消防庁長官⇒大阪府)
7/7(土) 0時35分	・吹田市第1次 救助隊・消火隊・救急隊 計3隊が 大阪府大隊集結場所である大阪市高度専門教育訓練センター(以下、集結場所)へ向け出動
3時08分	・大阪府大隊として集結場所を出発
3時51分	・吹田市第1次 後方支援隊1隊が集結場所へ向け出動
18時25分	・吹田市第1次 後方支援隊1隊 現地到着
18時29分	・吹田市第1次 救助隊・救急隊 計2隊 現地到着
20時40分	・吹田市第1次 消火隊1隊 現地到着

日 時	内 容
7/9(月) 7時08分	・吹田市第2次 救助隊・消火隊・救急隊・後方支援隊 計4隊が集結場所へ向け出動
9時25分	・大阪府大隊(交代要員)として集結場所を出発
18時00分	・大阪府大隊(交代要員) 現地到着
20時05分	・吹田市第1次 救助隊・救急隊・後方支援隊 計3隊 現地引揚げ
21時40分	・吹田市第1次 消火隊1隊 現地引揚げ
7/10(火) 4時00分	・吹田市第1次 各隊 帰吹
7/12(木) 21時00分	・吹田市第2次 救助隊1隊 現地引揚げ
22時00分	・吹田市第2次 消火隊・救急隊・後方支援隊 計3隊 現地引揚げ
7/13(金) 7時25分	・吹田市第2次 消火隊・救急隊・後方支援隊 計3隊 帰吹
11時08分	・吹田市第2次 救助隊1隊 帰吹

(2) 岡山県倉敷市への応急給水活動

・派遣先 岡山県倉敷市真備町

・活動内容 真備町内における給水タンク車による移動給水等

・派遣期間、人員

第1陣 A班 7/11(水)～7/14(土) 2名

第1陣 B班 7/11(水)～7/13(金) 2名

第2陣 7/13(金)～7/16(月) 2名

第3陣 7/14(土)～7/17(火) 2名

第4陣 7/16(月)～7/17(火) 2名

応援隊 7/15(日)～7/16(月) 2名 延べ派遣人員:12名

公共施設の開館状況

6月18日に発生した大阪府北部地震の影響により、一部の公共施設が休館しています。
以下に記載のない施設は通常通り開館しています。

1 一部開館している施設

(1) 子育て支援施設

豊一児童センター	広場の一部が使用不可。
----------	-------------

(2) 文化施設

文化会館（メイシアター）	大ホールが使用不可。
--------------	------------

(3) スポーツ施設

北千里市民体育館	第1・第2体育室が使用不可。
山田市民体育館	第1・第2体育室が使用不可。 ※平成31年4月再開予定
南吹田市民体育館	第1体育室内走路が使用不可。 ※平成31年4月再開予定
目黒市民体育館	第2体育室が使用不可。 ※平成31年4月再開予定
武道館（洗心館）	第1・第2・第3武道室が使用不可。 ※平成31年1月再開予定
片山市民プール	トレーニング室のみ使用可。 室内プール：再開時期未定 屋外プール：平成31年7月再開予定

2 休館している施設

(1) 文化施設

旧西尾家住宅	開館時期未定。
旧中西家住宅	平成31年4月開館予定

台風 21 号における吹田市の被害状況、対応状況について

※特に表記がないものについては、10/15（月）時点の数値

1 台風の概要

台風 21 号は、「非常に強い勢力（950hPa 最大風速 45m/s）」を維持しつつ、9 月 4 日 12 時頃に徳島県南部に上陸し、淡路島付近を通過し 9 月 4 日 14 時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸しました。

台風の接近、通過に伴い広範囲で強風となり、特に近畿地方を中心に最大瞬間風速 50m/s を超える猛烈な風が観測され、各地で屋根や窓ガラスの破損、大規模な停電が発生するなど多くの被害が発生しました。（吹田市瞬間最大風速（吹田市消防本部風速計）：44.4m/s）

2 被害状況

（1）人的被害

29 人（死亡 1 人、中等症 6 人、軽症 22 人）

（2）ライフライン

・電気 停電情報

9/7（金）23 時 30 分頃、配電線系統の復旧により地域的な停電は概ね解消

・ガス 被害報告なし

・水道 被害戸数不明

停電に伴う断水（山田西、原町、高野台、垂水町、藤白台等の一部）

⇒応急給水活動は、9/6（木）10 時 00 分で電力の復旧に伴い終了し、以後は個別対応を実施

（3）道路

通行止め 2 か所

・垂水町 2 丁目（市道垂水町 30 号線） 9/28（金） 9 時 30 分解除

・岸部南 1 丁目（市道岸部南 1 号線） 9/6（木） 16 時 25 分解除

（4）建物被害

・公共施設 231 施設

被害状況：施設外周部塀またはフェンス等被害、建物傾斜、建物外壁剥落など

・住家の被害認定 1,860 棟

全壊 0 棟 大規模半壊 1 棟 半壊 11 棟 一部損壊 1,848 棟（自己判定分 1,705 棟を含む）

（5）その他

・倒木被害：公園、学校にて多数発生

詳細については、除去、撤去作業と並行し調査中

3 自主避難状況

避難勧告等発令なし。

- 9/4 (火) 6時00分 公民館、市民ホール等市内公共施設 45施設にて自主避難場所を開設
 15時00分 19施設で99名の自主避難者
 20時00分 全施設閉鎖(但し、3施設で個別対応)
- 9/5 (水) 9時00分 3施設で個別対応(8名自主避難)
 16時00分 1施設で個別対応(4名自主避難)
 21時30分 2施設で個別対応(7名自主避難)
- 9/6 (木) 7時30分・10時30分 2施設からそれぞれ退去(自主避難施設閉鎖)
 1施設で個別対応(1名自主避難)
- 9/7 (金) 自主避難者の希望により1施設開設(9/10まで)

4 対応状況

(1) 活動体制

ア 災害対策本部(災害応急対策体制)

9/5(水) 10時00分設置

9/7(金) 17時30分廃止し、同時に防災対策会議を設置

イ 防災対策会議(災害警戒体制)

9/7(金) 17時30分設置継続中

(2) 給水活動

9/5(水) 7時30分～22時00分 市内9か所

9/6(木) 8時00分～10時00分 市内4か所

⇒9/6(木) 10時00分で拠点給水を終了し、以後は個別対応を実施

(3) ブルーシートの配布

市役所本庁舎にて9/5(水)から9/8(土)15時00分まで配布

配布枚数:3,417枚配布

(4) 総合相談窓口の設置

設置期間:9/5(水)～9/6(木) 9時00分から20時00分まで

9/7(金)～9/14(金) 9時00分から17時30分まで

相談件数:934件(9/14(金)現在)

相談内容:自宅被害・物損、ブルーシート、停電、ごみ処理など

(5) 被害認定調査

相談件数356件

(6) り災証明書

・り災証明書、り災届出証明書の手数料を免除(H30.9/6(木)～H31.9/30(月))

・一部損壊に限り自己判定方式によるり災証明書の特設窓口設置(9/7(金)～)

・自己判定方式によるり災証明書の即時交付と郵送での申請受付開始(9/7(金)～)

・り災証明書交付件数1,794件

(本庁1,775件 山田出張所7件 千里丘出張所3件 千里出張所9件)

- (7) 吹田市災害ボランティアセンター（9/5（水）11時30分より開設）
期間：9/5（水）～10/31日（水）
受付 337 件、完了 337 件 ボランティア活動への参加人数は延べ 842 人
支援内容：瓦などの飛来物、倒木や倒壊した物置などの片づけ
募集：市内 5 大学（関西大学、千里金蘭大学、大阪学院大学、大阪大学、大和大学）に対し、学生ボランティアの協力を要請
- (8) 災害がれき
受付件数：1,593 件（10/31（水）現在）
- (9) 避難所健康相談活動
9/5（水）避難者がいた 1 施設に保健師が巡回健康相談を実施した。（翌日退去された）
- (10) 市営住宅空き家を提供
家屋が半壊以上の被害を受けた市民を対象に、市営住宅の空き家を一時提供
10/9(火)から 10/12(金)までの 4 日間、利用希望者を募ったが、応募件数は 0 件
以降、家屋が半壊以上の被害を受けた市民を対象に、先着順で一時入居の募集を継続。
問合せ及び申込 1 件

5 その他

- (1) 休校、休園等
- ・公立小中学校
9/5（水） 全日休校 小学校 1 校（高架水槽の配管破損による給水停止のため）
半日（午後）休校 小学校 2 校（停電のため）
登校時間の繰り下げ 小学校 2 校（通学路、学校施設の安全確認のため）
9/6（木） 全小中学校にて通常どおり授業実施
 - ・公立保育園・幼稚園
9/5（水）から 9/10（月） 休園（幼稚園）1 園（9/11（火）以降、近隣の小学校を活用し、保育を再開）
- (2) 近隣自治体への協力
箕面市停電により、燃焼ごみを吹田市の資源循環エネルギーセンターにて焼却
期間：9/6（木）～9/7（金）、受入量：100t×2 日

第3 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部体制が設置された場合の各部の事務分掌及び部長、班長等は、次のとおりとする。

なお、対策の目的や実施場所が同一の事務については、関係部班は連携して行うこととする。

【各部の事務分掌】

部	班	事務分掌
共通事項	1	所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。
	2	班関連の災害記録に関すること。
	3	住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。
	4	本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。
	5	吹田市災害専門ボランティアの配置に関すること。
	6	庶務班： ・所管施設の避難者の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。
	7	庶務班以外の班： ・所管施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ・所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。

※◎は部長、班長を、○は副部長、副班長担当室課を示す。班長、副班長については各室課長級を任意で指名のこと。

部	班	担当室(課)	事務分掌
統括部 ◎総務部長 ○行政経営部長	庶務班 ◎総務室 ○資産経営室	総務室	1 部内の庶務に関すること。 2 電話交換業務に関すること。 3 庁内放送に関すること。
		情報政策室	4 災害対策本部等の設営に関すること。 5 庁内情報システム等の復旧及び機能回復に関すること。 6 復興対策本部等の設営に関すること。
		資産経営室	7 所管施設の被害状況の集約に関すること。
		資産経営室 企画財政室	8 被害発生時の用地対策に関すること。
		人事室	9 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 10 職員及びその家族の被害状況の把握に関すること。 11 職員への情報提供に関すること。
	本部班 ◎危機管理室 ○法制室	危機管理室 法制室 企画財政室 各部課長級1名以上	1 防災対策会議及び災害対策本部会議の庶務に関すること。 2 復興対策本部の庶務に関すること。 3 本部員等その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 避難の勧告・避難指示(緊急)その他本部長命令の伝達に関すること。 5 国・自衛隊・府への要請、他自治体等との相互協力・応援及び日本赤十字社・民間協力団体等への協力要請に関すること。 6 上記以外の災害対策活動の連絡調整に関すること。 7 各部の災害対策活動の連絡調整に関すること。 8 気象予警報等及び地震情報の収集及び伝達に関すること。 9 防災行政無線の運用・管理に関すること。 10 災害救助法の適用に関すること。 11 緊急防災要員等の活動に関すること。
		動員班 ◎人事室	人事室
		情報収集記録班 ◎企画財政室 ○情報政策室	企画財政室 情報政策室
	秘書班 ◎秘書課	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	広報班 ◎広報課	広報課	1 市民に対する本部指令等の周知に関すること。 2 市民、新聞、放送機関等への情報提供に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 広報紙等の災害広報の編集及び発行、配布に関すること。 5 被害状況の影響等による記録に関すること。 6 災害に関する写真、映像資料の整理に関すること。
	財務班 ◎企画財政室	企画財政室	1 災害発生時の応急財政措置に関すること。 2 国、府等の補助金に関すること。 3 災害関係経費のとりまとめに関すること。

	会計班 ◎会計室	会計室	1 災害関係費の支払いに関する事。
	建築施設班 ◎資産経営室	資産経営室	1 市関連施設の被害状況の総括的把握及び報告に関する事。 2 市関連施設の応急復旧等に関する事。 3 被災建築物、宅地の応急危険度判定の協力に関する事。 4 応急仮設住宅の建設の協力に関する事。
	調達班 ◎契約検査室	契約検査室	1 災害対策従事者の食料の調達に関する事。 2 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・賃借及び工事等の契約に関する事。
	車両班 ◎総務室 (車両担当)	総務室	1 車両の確保に関する事。(消防、水道、下水道、市民病院を除く。)
	応援班 ◎選挙管理委員会 ○監査委員 ○農業委員会	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局 固定資産評価 審査委員会事務局	1 委員との連絡調整に関する事。 2 特命事項の処理に関する事。

部	班	担当室(課)	事務分掌	
市民部 ◎市民部長 ○都市魅力部長 ○税務部長	庶務班 ◎市民総務室 ○市民自治推進室	市民総務室	1 部内の庶務に関する事。 2 他班との調整に関する事。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事。	
		市民自治推進室	4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事。	
		市民課 山田出張所 千里丘出張所 千里出張所	5 被災証明・り災証明の発行に関する事。 6 埋火葬の許可に関する事。	
		地域経済振興室	7 農業及び事業者の被害状況の把握に関する事。 8 農業及び事業者に対する災害関係融資・相談・斡旋に関する事。	
		国民年金課	9 臨時の避難所の開設に関する事。	
	相談班 ◎男女共同参画室 ○人権平和室 ○市民総務室	市民総務室 人権平和室 交流活動館 男女共同参画室 男女共同参画センター 市民自治推進室	1 市民からの災害関連の問合せ・相談(電話・ファクシミリによるもの含む。)に関する事。 2 相談事項の処理のための各班への要請に関する事。 3 市民相談等の状況を応急情報として本部に報告する事。 4 物価の安定に関する事。 5 要援護者の救援・救護対策に関する事。	
			物資班 ◎地域経済振興室 ○シティプロモーション推進室	1 被災者の食料、生活必需品の需要の把握及び調達に関する事。 2 食料、生活必需品の受払管理、配送及び配分に関する事。 3 炊き出し手配に関する事。 4 救援物資の受入れ及び管理に関する事。 5 遺体収容所の開設に関する事。
				地域経済振興室 シティプロモーション推進室 文化スポーツ推進室

	調査班 ◎資産税課 ○税制課	税制課 資産税課 市民税課 納税課 債権管理課 資産税課	1 建築物の被災調査及び報告に関すること。 2 被災家屋判定に関すること。
	救援班 ◎市民税課 ○納税課	税制課 資産税課 市民税課 納税課 債権管理課	1 避難勧告、避難指示（緊急）等の場合の避難誘導に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
児童部 ◎児童部長 ○児童部次長	庶務班 ◎子育て支援課 ○子育て給付課	子育て支援課 子育て給付課	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 被災児童の児童福祉に関すること。
	救援班 ◎保育幼稚園室 ○家庭児童相談課	家庭児童相談課 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 こども発達支援センター	1 乳幼児・園児の救援・救護対策に関すること。 2 所管施設の園児等の保護に関すること。 3 休園措置に関すること。 4 要配慮者の救援・救護対策に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
福祉部 ◎福祉部長 ○福祉部次長	庶務班 ◎福祉総務課 ○福祉指導監査室	福祉総務課 総合福祉会館 福祉指導監査室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 死者、被災傷病者の集約及び報告に関すること。 6 ボランティアに関すること。 7 社会福祉協議会等社会福祉諸団体との連絡調整に関すること。
	救護班 ◎高齢福祉室 ○障がい福祉室 ○生活福祉室	高齢福祉室 障がい福祉室 地域保健福祉センター 福祉総務課 生活福祉課	1 要援護者の救援・救護対策に関すること。 2 民生委員・児童委員を通じての被災状況の収集に関すること。 3 義援金に関すること。 4 遺体の収容、遺体収容所の運営に関すること。 5 災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金、災害救助資金等の支給に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
保健医療部 ◎健康医療部長 ○健康医療部次長	庶務班 ◎国民健康保険室 ○北大阪健康医療都市推進室	国民健康保険室 北大阪健康医療都市推進室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 8事業区域の被害調査・応急対応等に関すること。
	保健医療班 ◎地域医療推進室 ○保健センター	地域医療推進室 休日急病診療所 保健センター	

部	班	担当室（課）	事務分掌
環境部 ◎環境部長 ○環境部次長	庶務班 ◎環境政策室 ○環境保全課	環境政策室 環境保全課 環境保全課	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 災害対策に係る物品の調達・賃借に関すること。 6 災害による大気、河川、土壌、その他の汚染対策に関すること。
	防疫班 ◎地域環境課	地域環境課	1 防疫に関すること。 2 遺体の埋火葬に関すること。
	清掃班 ◎事業課 ○資源循環エネルギーセンター ○破碎選別工場	事業課 資源循環エネルギーセンター 破碎選別工場	1 ごみ、し尿の収集、運搬及び処理に関すること。 2 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 3 災害廃棄物の処理に関すること。 4 関係業者の指導及び連絡調整に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
都市基盤部 ◎都市計画部長 ○土木部長 ○下水道部長	庶務班 ◎都市計画室 ○総務交通室 ○下水道経営室	都市計画室 総務交通室 下水道経営室 計画調整室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 災害対策に係る資機材等の調達・賃借に関すること。 6 関係業者への協力要請及び機械等の調達に関すること。 7 被災建築物応急危険度判定士等の応援受入れに関すること。 8 被災家屋の応急復旧等に関すること。
	都市整備班 ◎地域整備推進室	都市計画室 地域整備推進室	1 土砂災害の警戒活動に関すること。 2 事業中の事業区域の被害調査・応急復旧等に関すること。

建築調査班 ◎開発審査室	開発審査室	1 土砂災害の調査・応急復旧等に関する事 2 被災家屋判定の協力に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地の応急危険度判定に関する事
道路班 ◎道路室	道路室	1 道路等の被害調査・応急復旧等に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事 3 通行制限に関する事 4 道路等の障害物の除去に関する事 5 緊急交通路の確保に関する事
	地域整備推進室	6 事業中の都市計画道路の被害調査・応急復旧等に関する事
住宅施設班 ◎住宅政策室	住宅政策室	1 被災者の住宅対策に関する事 2 応急仮設住宅の建設計画に関する事 3 被災住宅の融資等に関する事 4 市営住宅の被災を受けた住民対策に関する事
下水道班 ◎水循環室 ○水再生室	水再生室	1 下水道処理施設及びポンプ場施設の被害調査・応急復旧等に関する事
	水循環室	2 下水道管路施設の被害調査・応急復旧等に関する事 3 河川、水路、ため池等の被害調査・応急復旧等に関する事
公園班 ◎公園みどり室	公園みどり室	1 公園等の被害調査・応急復旧等に関する事 2 公園等への避難状況の把握に関する事

部	班	担当室(課)	事務分掌
消防部 ◎消防長 ○消防本部理事 ○消防本部次長 ○総務予防室長 ○警防救急室長 ○指令情報室長	第1中隊 ◎南消防署長 ○副署長 第2中隊 ◎西消防署長 ○副署長 第3中隊 ◎北消防署長 ○副署長 第4中隊 ◎東消防署長 ○副署長 救助中隊 ◎救助	南消防署 西消防署 北消防署 東消防署 救助G	1 消火及び救出・救助に関する事 2 救急に関する事 3 消防団との連携に関する事 4 消防活動状況及び災害情報の把握に関する事
	指揮班 ◎警防G	警防G 総務G	1 消防部隊の運用に関する事 2 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事
	指令班 ◎指令情報室	指令情報室 救急G	1 消防指令通信に関する事 2 消防活動の記録集計及び被害速報に関する事 3 消防に関する情報処理に関する事
	情報収集班 ◎予防G	予防G	1 災害情報の収集連絡に関する事 2 消防広報に関する事
	内務班 ◎総務G	総務G 企画G 警防G 救急啓発G	1 災害対策に必要な物資等の調整に関する事 2 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事 3 消防機械器具の整備に関する事 4 その他消防に関する事
	活動支援班 ◎救急G	救急G 指令情報室 企画G	1 災害現場における指揮支援活動に関する事 2 災害対策本部の業務支援に関する事

部	班	担当室(課)	事務分掌
水道部 ◎水道部長 ○水道部次長 ○水道技術管理者	庶務班 ◎総務室 ○企画室	総務室 企画室	1 部内の庶務に関する事 2 他班との調整に関する事 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事 5 災害対策に係る資機材等の調達・賃借に関する事 6 住民への広報活動に関する事
	給水班 ◎工務室 ○総務室	工務室 (給水相談G) 総務室(料金G)	1 応急給水に関する事
	工事班 ◎工務室 ○浄水室	工務室 浄水室	1 水道施設の被害調査・応急復旧等に関する事 2 水源確保及び水質管理に関する事

部	班	担当室(課)	事務分掌
教育部 ◎学校教育部長 ○地域教育部長	庶務班 ◎教育総務室 ○教育政策室	教育総務室 教育政策室	1 部内の庶務に関する事。 2 他班との調整に関する事。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事。 4 避難者の避難状況の総括的把握及び報告に関する事。
		学務課	5 学用品等の調達及び給付に関する事。 6 就学援助金等の支給に関する事。 7 児童・生徒の転出入学に関する事。
		教育総務室	8 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事。 9 所管施設の応急対応等に関する事。
	学校教育班 ◎指導室 ○保健給食室 ○教育センター	指導室 教職員課 教育センター	1 児童・生徒の避難誘導に関する事。 2 応急教育対策に関する事。 3 学校と保護者との連絡に関する事。 4 休校措置に関する事。 5 教職員及びその家族の被災状況の把握及び報告に関する事。
		保健給食室	6 児童・生徒の保健に関する事。 7 給食施設の利用に関する事。
	地域教育班 ◎まなびの支援課 ○青少年室	まなびの支援課 中央図書館 青少年室 放課後子ども育成課 子育て青少年拠点 夢つながり未来館	1 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事。 2 所管施設の応急対応等に関する事。 3 要配慮者に関する事。
		文化財保護課	4 文化財の被害調査・応急復旧等に関する事。

部	班	担当室(課)	事務分掌
議会部 ◎議会議務局長 ○議会議務局次長	議会班	総務課	1 部内の庶務に関する事。
		議事課	2 議員との連絡調整に関する事。
			3 活動報告に関する事。

第4 動員体制の整備

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制及び参集体制を整備する。

《実施担当》

各部（局）

1 配備体制の整備

災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制を整備する。（「地震災害応急対策 第1章 応急活動組織」「風水害応急対策 第1章 災害警戒期の活動」参照）

(1) 準備配備

準備配備は、気象予警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合において、関係する部（局）の職員を最小限に配置し、情報収集、資機材の点検等の活動を実施するための体制とする。

(2) 1号配備

1号配備は、小規模な災害が発生し、又は発生するおそれはあるが、時間、規模等の推測が困難な場合や時間的にある程度の余裕がある場合において、各部（局）から一部の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。

(3) 2号配備

2号配備は、震度5弱を観測した場合、中規模又は大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、各部（局）から1号配備の約3倍の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。

(4) 3号配備

3号配備は、震度5強以上を観測した場合、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が総力をあげて災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。

2 勤務時間外における参集体制の整備

迅速な初動活動を確保するため、勤務時間外における職員の参集場所の周知徹底を図るとともに、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。ただし、緊急防災要員については、統括部で把握するため除く。

(1) 参集場所の周知徹底

あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに、周知徹底を図る。

(2) 参集可能職員の把握

各部（局）長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段、参集に要する時間等を調査し、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。

第5 緊急連絡体制の整備

勤務時間外における情報伝達機能を確保するため、各部は「災害時の緊急連絡系統図」を作成し、伝達方法を整備する。ただし、緊急防災要員については、統括部で整備するた

地方都市等における地震対応のガイドライン

	(準備段階)		初動段階 (発災当日中)		応急段階		復旧段階					
	内は住民等の意識啓発		・ 庁舎の耐震化、代替施設の確保 ・ 災害対策本部設置・運営訓練 ・ 衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 ・ 代替通信手段の検討		・ 災害対策本部設置 (代替庁舎確保) ・ 本部会議の公開 ・ 記者会見の実施 ・ 記者会見の実施		1～3日後		3日～1週間後		1週間～1か月後(又は数か月後)	
1. 災害対策本部の組織・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員のこころのケア 											
2. 通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 ・ 代替通信手段の検討 											
3. 被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集項目の事前整理 ・ 情報収集(トリアージ)体制の整備 ・ 被害状況に関する情報収集 ・ 情報処理(トリアージ) ・ 企業等の被害情報収集 											
4. 災害情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線のデジタル化 ・ 防災情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供 											
5. 応援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の担当業務の整理 ・ 応援協定の締結及び訓練 ・ ヘリコプター着陸場確保 ・ 連絡窓口、受入れ体制確保(駐車場、燃料、炎对本部内の事務スペース等) ・ 都道府県及び周辺市町村の応援受入れ 											
6. 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保 ・ 住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフライン等) ・ 応急危険度判定の周知 ・ イベント、キャンペーン等の周知 											
7. 救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、保健師等の連携体制確保 ・ 死傷者の捜索、救出救助 ・ 避難所の設置 ・ 医療チーム派遣要請 ・ 遺体の安置、火葬 											
8. 避難所等、被災者の生活対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所施設の耐震化 ・ 住民と連携した避難所運営訓練 ・ 特別な配慮が必要な人への理解 ・ 配慮が必要な人の把握、支援体制検討 ・ 避難所安全確認、避難者受入れ ・ 衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止 ・ 避難所の環境整備(配慮の必要な人や女性の視点を考慮) ・ ニーズ調査 ・ 避難所の統廃合、閉鎖 											
9. 特別な配慮が必要な人への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な配慮が必要な人の把握、支援体制検討 ・ 配慮が必要な人の把握、支援体制検討 ・ 特別な配慮が必要な人への理解 ・ 配慮が必要な人の把握、支援体制検討 ・ 特別な配慮が必要な人への理解 ・ 配慮が必要な人の把握、支援体制検討 ・ 特別な配慮が必要な人への理解 ・ 配慮が必要な人の把握、支援体制検討 											
10. 物資等の輸送・供給対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流業者等との協定 ・ 地域完結型の備蓄 ・ 物資支援助 ・ 個人からの物資受け入れ方針を把握 ・ 物資支援助 ・ 個人からの物資受け入れ方針を把握 ・ 物資支援助 ・ 個人からの物資受け入れ方針を把握 											
11. ボランティアなどの協働活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会全体でのボランティア活動への理解 ・ 社協職員等への研修 ・ NPO団体等との事前検討 ・ ボランティア受入れ体制の確保、周知 ・ 社協職員や専門家の派遣要請 ・ 被災者ニーズ把握 ・ 移動手段や宿泊場所等の準備 ・ 地域コミュニティによる支援体制の確保支援 											
12. 公共インフラ被害の応急処置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ハザードマップにより、事前に土砂災害発生危険性を周知し、訓練等を実施) ・ 耐震化の着実な実施 ・ 道路啓開等の体制の検討・確保 ・ 避難勧告等の準備 ・ 専門家と連携し、インフラ被害、道路啓開 ・ 土砂災害発生箇所等の点検 ・ 土砂災害発生箇所監視 ・ 管理者が避難した地区の家畜や冷凍冷蔵品の移動等 											
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定士の確保要請 ・ 応急危険度判定の実施 ・ 被災認定調査の申請 ・ 被災認定調査の実施、罹災証明の発行手続き 											
14. 被災認定調査、罹災証明の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災認定調査の申請 ・ 被災認定調査の実施 ・ 罹災証明の発行 ・ 被災認定調査の申請 ・ 被災認定調査の実施 ・ 罹災証明の発行 											
15. 仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 ・ 地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討 ・ 仮設住宅建設地の決定 ・ 配慮が必要な人の配慮 ・ 「みなし仮設」受け付け 											
16. 生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援台帳等のフォローアップ等について事前検討 ・ 被災者支援台帳等のフォローアップ等について事前検討 ・ 被災者支援台帳等のフォローアップ等について事前検討 ・ 被災者支援台帳等のフォローアップ等について事前検討 ・ 被災者支援台帳等のフォローアップ等について事前検討 											
17. 廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置き場等の候補地選定 ・ 廃棄物発生量の事前検討 ・ 仮置き場等の候補地選定 ・ 廃棄物発生量の事前検討 ・ 仮置き場等の候補地選定 ・ 廃棄物発生量の事前検討 											

※ 対応の終了時期は、災害の規模や個々の地方都市により異なる